

菅田地区 地域緑化計画書

計画書：街なみ花物語

推進団体：みどりと水を守り育てる「地域環境向上委員会」

街なみ花物語

—バス停は素敵な花で、魅力いっぱい！！—



この地域緑化計画書は、公開します。

地区の範囲



※計画対象範囲は、菅田町バス停（鴨居94号線）から菅田町入口バス停（東本郷454号線）までの沿道とし、一部、拠点となる民有地等を含む範囲とする。

<p>計画期間</p>	<p>平成28年度 ～ 平成30年度</p>
<p>計画概要</p>	<p>菅田道路約3kmの中に10カ所のバス停があり、通勤、通学や生活道路として、どのバス停も乗降客が多い。</p> <p>このうち、9カ所のバス停周辺に、特徴を持たせた花や花木を植えたり、周囲の商店などには花コンテナを飾っていただく。きれいな水の砂田川と平行して走る菅田道路を真ん中に、これに沿ってまわりの緑の中に家並みがあり、花木や花コンテナで飾られた美しいバス停がある、整然とした街なみの景観を作る。</p> <p>車窓から「次はどんな花があるだろう」などと、ドキドキして楽しんだり、花のつながりが見る人の心を和ませてくれる。みどりを大切に考える感性豊かな人々が増え、やさしい地域へと環境を向上させていく。</p>
<p>立地環境</p>	<p>菅田道路からどこを見ても“みどり”は眺められる。しかし、大きくなり過ぎた道沿い、又は川沿いの木々は歩道まで伸び広がってきたり、バサッと切り倒されたりして、街なみに落ち着きがない。各家や土地所有者が定期的の間伐、下草刈り、剪定を実施してくれれば里山の景観が保たれるが、なかなか現状では難しい。</p> <p>菅田町の美しい清潔な街づくりについては、現在、川周辺は水辺愛護会が取り組み、又通学路や他の道路は、各種の施策のもと、子ども見守り隊や自治会のハマロードサポーターによる定期的なパトロール活動などで力を入れて取り組んでいる。それを土台にもう一步地域が力を合わせ、“みどり”に関心を持ち行動することが必要である。その推進のキッカケを作るために、連なるバス停周辺に美しい花を置き、又バランスのとれた木々のみどりの景観を作る事業を実践する。これにより美しく緑化された清潔な街づくりを推し進める。</p>
<p>計画の効果</p>	<p>菅田町においては、バス停は皆が集まり、家々に帰るスタート地点であり、公共性の高い場所で、その周辺の緑化は、地域に暮らす住民の緑化意識を醸成するポイントになる。現に、菅田地区自治連合会では、28年度の重点施策として“みどりの保全・緑アップ、花いっぱい活動”を掲げ、緑化意識の向上と住みよい美しい街づくりを目指しており、“街なみ花物語”の活動はその趣旨と合致している。</p> <p>朝一番に向かうバス停が、美しくさわやかな空間であれば、皆がすがすがしい一日のスタートを切ることができる。バスを待つ行列の中でも美しい花を話題に挨拶や対話が生まれ、良いコミュニティができる。きれいな場所にはごみをポイ捨てすることもなくなる。</p> <p>みどりアップ事業や「街なみ花物語」に関心が深まり、時間ができたら手伝いたいという協力の心が芽生え、活動を継続的に実践していくことで仲間として公共心が生まれてくることが期待できる。</p>

<p>計画期間中の 仲間づくり・資金</p>	<p>①仲間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員が各自活動しているボランティアグループの仲間を組入れる。 ・作業と講習会（土づくり、ハンギング作り等）を抱き合わせで行い、花好きな仲間を集める。 ・毎年イベントの開催及び講習会開催（年2～3回）で老若男女、特に若い後継者を意識して募集していく。 ・自治会、学校、地区センター、会社、グループホームなどから協力者を集める。 ・バス停毎に地区リーダーを配置し、水遣り、植替えの世話等のチョイボラを含め100人の把握をしていく。 <p>②資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担金については各所有者に一割以上負担してもらう。 ・イベントを開催して参加費を徴収する。 ・近隣商店、会社の賛同者より寄付金を募る。
<p>計画期間終了後の 仲間づくり・資金</p>	<p>①仲間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンバーが家族や友人知人などロコミで誘い、共に楽しみを分かちあっていく。 ・池上小学校、菅田中学校と交流を持ち、手入れ、植樹、清掃など子ども達が参加できるよう学校カリキュラム等作成してもらうよう働きかける。 ・毎年地元で開催される砂田川「鯉のぼり祭り」などの町内各イベントにも参加して活動の広報を行い、常にみどりや川の美しさを訴えながら参加者を増やしていく。 <p>②資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料代や年間3回の季節の花の植え替えなどに、続けて自己負担金をいただく。 ・イベントを開催して（年2～3回）、参加費を徴収、又賛同者の寄付金を継続募金していく。
<p>創意工夫</p>	<p>緑と水を育てる「地域環境向上委員会」は、各々のグループ（砂田川水辺愛護会、環境事業推進委員会、マナー向上委員会、ハマロードサポーター）が地域と向き合い10数年来活動してきた。</p> <p>地域緑のまちづくり事業の実施により、これまでの周囲の意識改革の遅れや実際の作業行動への予算措置などの壁に阻まれた限界を解決できる見通しができてきた。</p> <p>9カ所のバス停周辺の緑化に主眼をおき、周囲の環境や季節に合った内容で、主にコンテナ花壇の配置や既設花壇の整備を行う。又菅田町は竹林も多く、積極的に緑化の材料として取り入れ、菅田町らしい、のどかな“みどり”豊かな「街なみ花物語」にしたい。</p>

計画年次	計 画 内 容
<p>1年度目 (平成 28 度)</p>	<p>【民有地緑化整備】 バス停 3 カ所周辺緑化；以下の設計業務及び整備 ・コンテナ花壇設置 9 カ所 ・民有地 1 カ所への植樹 ・既設花壇 1 カ所への植樹、花植え</p> <p>【地域緑化活動】 ・維持管理活動：活動拠点地への物置設備、園芸備品、資材等の準備 ・研修・講習：会の設立イベント開催、花植え、土づくり作業講習会 2 回開催 ・広報活動：バス停沿道の街なみ緑化に関する広報誌 2 回発行（景観木紹介含む）</p> <p>【景観木保全】 ・景観木 1 本（猿渡りバス停八州フォールディング敷地内の大ケヤキ）の調査実施</p>
<p>2年度目 (平成 29 年度)</p>	<p>【民有地緑化整備】 バス停 6 カ所周辺緑化と拠点整備：以下の設計業務及び整備 ・コンテナ花壇設置 5 カ所 ・既設花壇 1 カ所改修及び 1 カ所植樹、花植え ・ハンギングバスケット設置 1 カ所 ・民有地 2 カ所への植樹 ・拠点民有地整備</p> <p>【地域緑化活動】 ・維持管理活動：各種園芸機器、工具等、花苗準備、購入と管理協力者増強を図る。 ・研修・講習：イベント開催、花植え、土づくり作業その他講習会 3 回開催 ・広報活動：バス停沿道の街なみ緑化に関する広報誌 2 回発行（景観木紹介含む）</p> <p>【景観木保全】 ・景観木 1 本（大ケヤキ）の保全活動（診断書作成、治療、環境整備）</p>
<p>3年度目 (平成 30 年度)</p>	<p>【民有地緑化整備】 バス停 3 カ所周辺緑化：以下の設計業務及び整備 ・コンテナ花壇設置＋壁面緑化 1 カ所 ・民有地 1 カ所への植樹 ・花壇新設 1 カ所</p> <p>【地域緑化活動】 ・維持管理活動：園芸機器整備、花苗準備及び地区ブロック別管理体制強化を図る。 ・研修・講習：イベント開催、花植え、剪定、土づくり作業その他講習会 3 回開催 ・広報活動：バス停沿道の街なみ緑化に関する広報誌 2 回発行（景観木紹介含む）</p>
<p>計画期間 終了後</p>	<p>【民有地緑化整備】 ・バス停周辺の民有地借用による活動拠点の拡大（3～4 拠点）と整備 ・コンテナ花壇の増設及び花壇の新設実施 ・民有地への植樹及び樹木伐採等の緑化整備</p> <p>【地域緑化活動】 ・維持管理活動： ・園芸機器整備、花苗購入 ・地区ブロックごとの地区リーダーによる管理体制見直し ・研修・講習：イベント開催、講習会 2 回開催、地区リーダー養成研修実施 ・広報活動：バス停沿道の街なみ緑化に関する広報誌 2 回発行</p> <p>【景観木保全】 ・バス停周辺の他の景観木の調査、診断及び保全実施</p>

④ 活動拠点

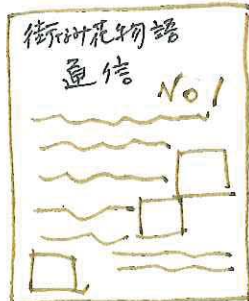
花苗づくり
コンテナのうえ替

イベント
花植講習会
リースづくり

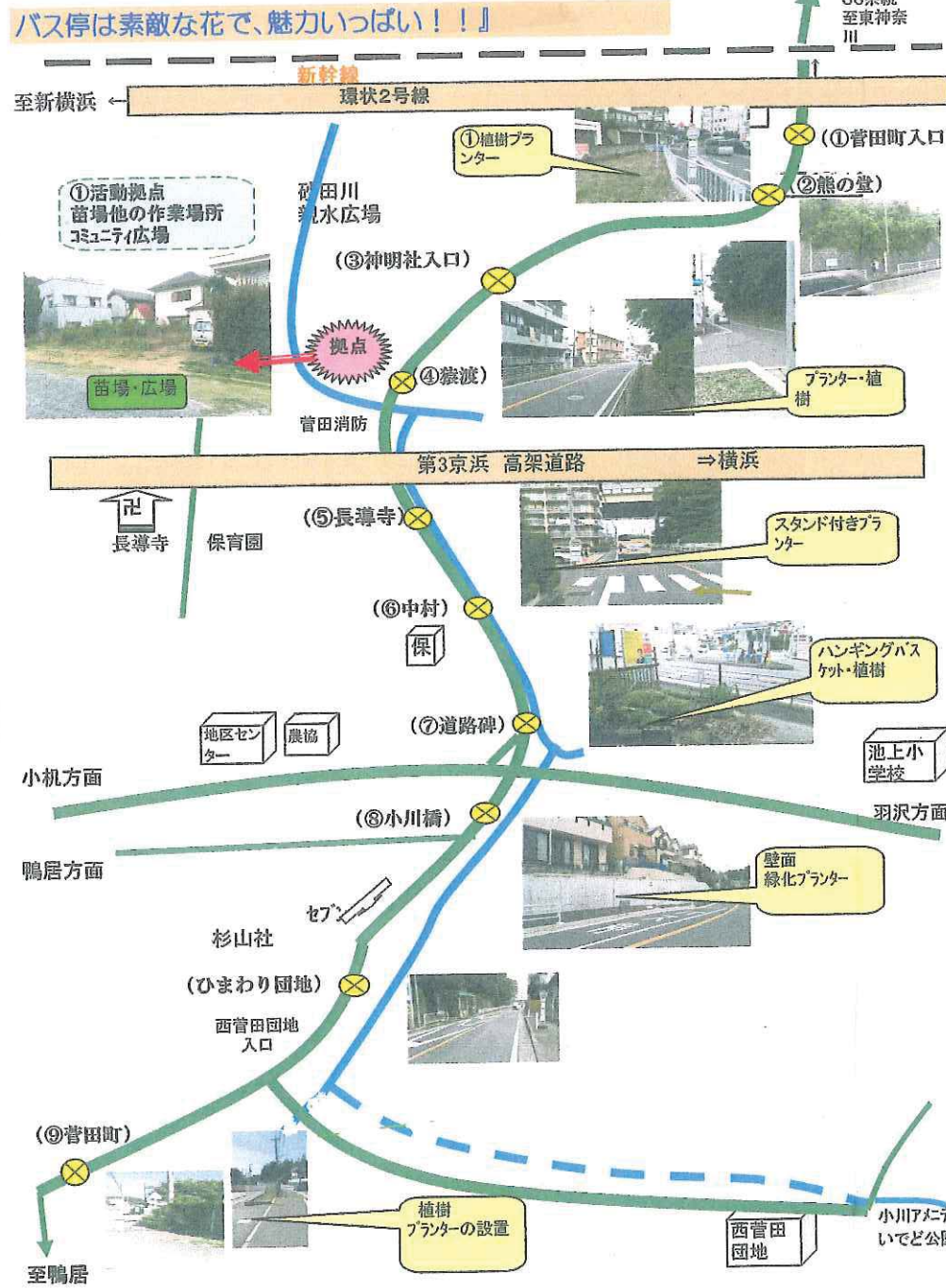
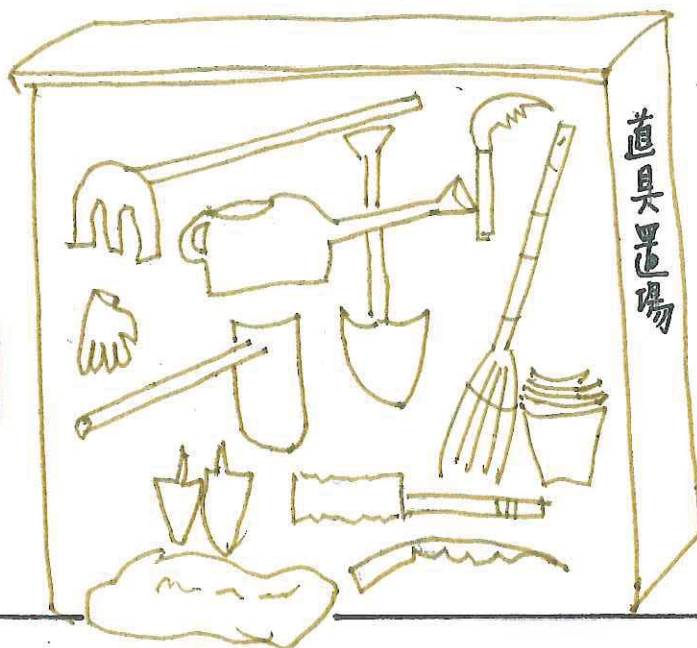


剪定講習会

内部研修
機械のつがい方・たい肥づくり
水やり・ポットあげ・下草刈り



会報紙・PRチラシ発行
すべての発信・活動準備の中心



バス停に特徴を持たせた花や木を植える

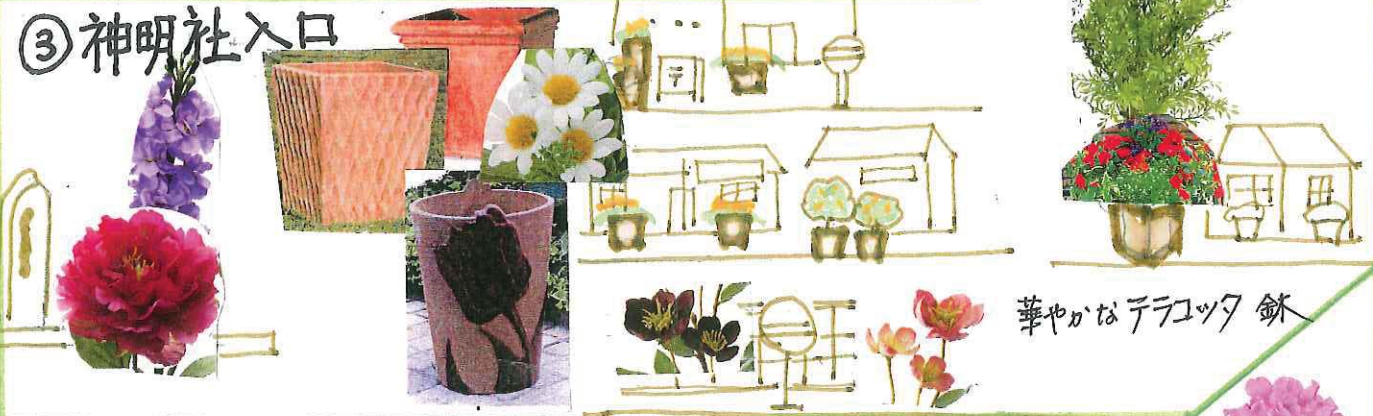
① 菅田町入口



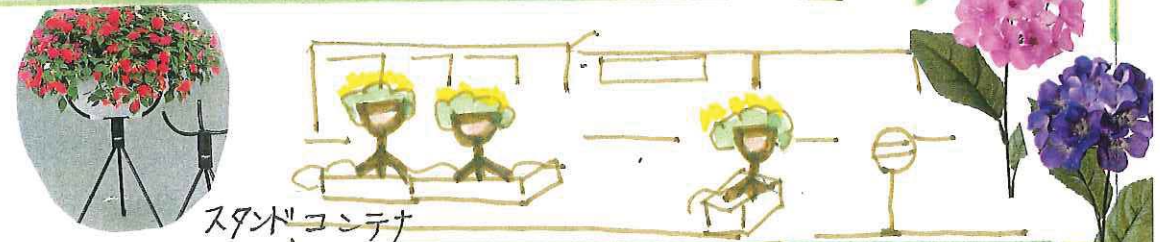
② 熊の堂



③ 神明社入口

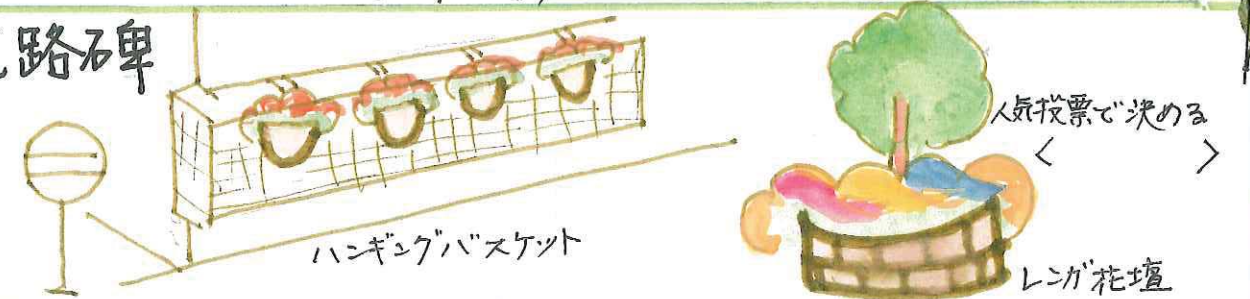


⑤ 長導寺

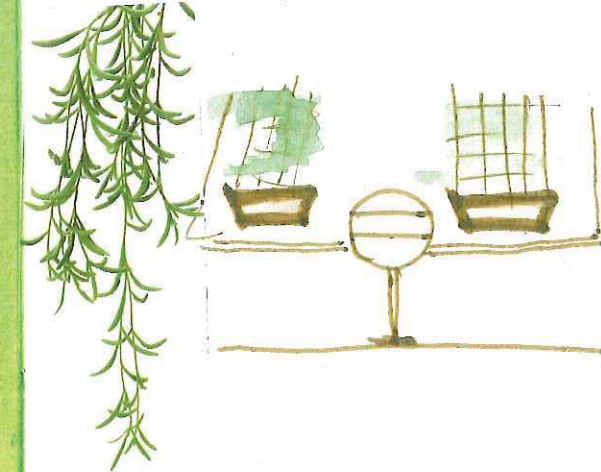


⑥ 中村

⑦ 道路碑



⑧ 小川橋



⑨ 菅田町



概算事業費（単位：千円） （注1, 5）

助成項目	細目	1年度目（平成28年度）	2年度目（平成29年度）	3年度目（平成30年度）	項目ごとの合計	※【参考】 助成率・助成金額の上限	
1 民有地緑化	①設計等経費	268	487	234	989	100%以内	
	②緑化整備等経費 <small>（注2）</small>	894	1,220	1,534	3,648	90%以内	
2 景観木保全	①調査費	50	0	0	50	100%以内	
	②診断書作成費	0	20	0	20	100%以内 （上限20千円/本）	
	③治療費	0	40	0	40	③と④は各景観 木1本につき、 合計50千円以内	100%以内 （上限50千円/ 本）
	④環境整備費	0	10	0	10		100%以内 （上限50千円/ 本）
3 地域緑化活動 <small>（注3）</small>	①維持・管理費	675	635	575	1,885	①～④の合計 1,000千円以内 ／年度	100%以内
	②広報・研修費	170	225	250	645		100%以内
	③事務費	100	100	100	300		100%以内 （上限100千円/ 年度）
	④諸雑費	40	40	40	120		100%以内 （上限40千円/ 年度）
年度ごとの合計 <small>（注4, 6, 7, 8）</small>		2,197	2,777	2,733	総合計 7,707	1～3の合計5,000千円以内／年度	

（記入時の注意事項）

注1：概算事業費（予定金額）は、計画の助成金と自己負担金を含めた額となります。計画がない項目や細目は、0（ゼロ）を記入してください。

注2：民有地緑化の緑化整備等経費には、最低10%の自己負担金が必要となります。（助成金申請時に、自己負担金が用意できることが助成金交付の要件となります。）

注3：地域緑化活動の助成項目では、1年度につき1,000千円が助成金額の上限となります。

注4：民有地緑化、景観木保全、地域緑化活動の助成金の合計は1年度につき5,000千円が助成金額の上限となります。（3年度総合計の助成金額の上限は、15,000千円です。）

注5：概算事業費は、千円単位となります。（なお助成金額は、千円未満切り捨てとなり、端数は自己負担金となります。）

注6：本概算事業費の年度ごとの合計金額を上回る助成金の申請はできません。

注7：年度ごとの概算事業費を作成することとし、年度間での助成金のやりとりはできません。（年度ごとに助成事業を完了させる必要があります。）

注8：上限内での年度ごとの項目間、細目間での事業計画の見直しは、可能です。（28年度の地域緑化活動における維持管理費を増やし、その分の広報研修費を減らすなど）